

**生産性向上のために固定資産税を3年間全額免除し、
あわせて設備投資を後押しする資金メニューを検討します
～市内中小企業の実産性向上のための設備投資を全力で応援～**

現在、通常国会に提出されている「生産性向上特別措置法案」は、中小企業の実産性向上に向けた設備投資を後押しするものです。

本法案が可決、施行された場合、横浜市では、平成30年度から平成32年度までの3年間に市内中小企業者等が実産性向上に資する設備投資を行った際に、償却資産に係る固定資産税を3年間、全額免除する特例措置を講じるなど、市内中小企業の実産性向上に対応してまいります。

1 特例措置実施に向けた横浜市の対応

第2回市会定例会において、実産性向上に資する償却資産に係る固定資産税をゼロとするための条例案を提出する予定です。

2 制度融資における新たな資金メニューの検討

生産性向上特別措置法の施行（6月見込み）に合わせ、中小企業者等が設備投資を行う際の資金繰りを支援するため、制度融資において、資金メニューの対象の拡充を検討します。

3 国の各種補助金の優先採択

今回、横浜市が本法案に基づき固定資産税をゼロとする考えを表明したことにより、市内中小企業者等は、国の各種補助金（ものづくり・サービス補助金等）の優先採択の対象となります。

4 その他

市内中小企業の実産性向上の課題である「人手不足」に対応するため、「人手不足・事業承継等プロジェクト」を設置します。

○生産性向上特別措置法案における対象者及び対象設備

<対象者>

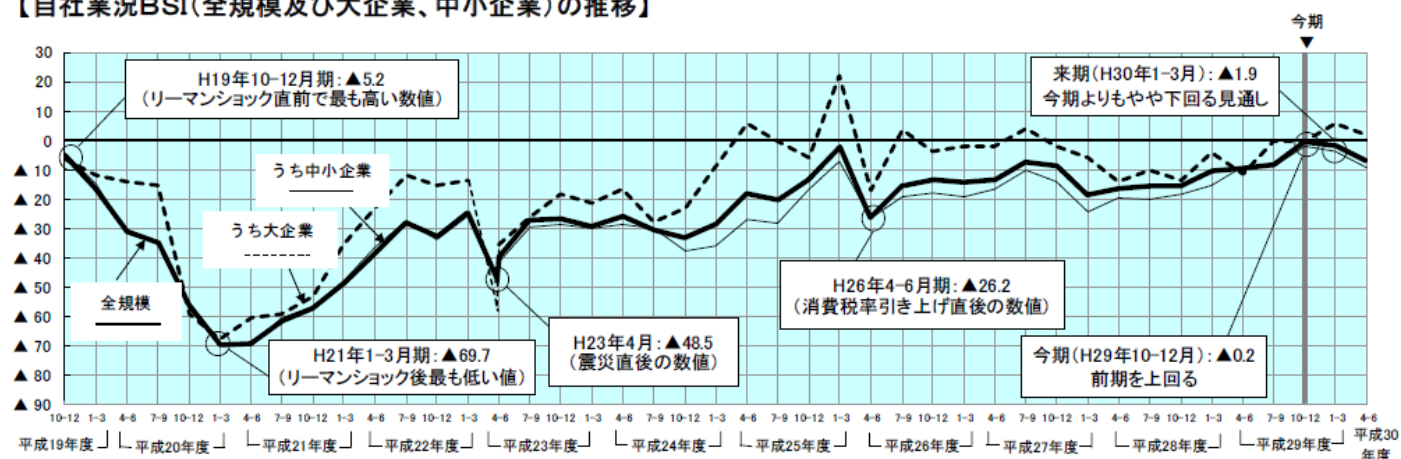
中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、労働生産性年平均3%以上の向上を見込む計画について認定を受けた者

<対象設備>

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備で、生産、販売活動等の用に直接供されるものであること

【参考1】横浜市の景況・経営動向調査（29年12月実施）における自社業況判断

【自社業況BSI(全規模及び大企業、中小企業)の推移】



【自社業況BSI(業種別・規模別)の推移】

		H29年 1-3月期	H29年 4-6月期	H29年 7-9月期 (前期)	H29年 10-12月期 (今期)	今期-前期	H30年 1-3月期 (来期)	H30年 4-6月期 (来々期)
全産業		▲10.5	▲9.6	▲8.0	▲0.2	7.8	▲1.9	▲6.8
業種	製造業	▲7.1	▲6.8	▲7.4	7.6	15.0	2.9	▲5.2
	非製造業	▲12.8	▲11.6	▲8.3	▲5.4	2.9	▲5.2	▲7.8
規模	大企業	▲4.1	▲11.4	0.0	0.0	0.0	5.8	2.0
	中堅企業	▲2.9	▲11.2	▲10.1	3.6	13.7	0.0	▲3.7
	中小企業	▲15.3	▲9.0	▲8.9	▲1.8	7.1	▲3.6	▲9.3
	市外本社企業	7.3	▲9.7	▲2.5	5.8	8.3	0.0	0.0

【参考2】市内経済団体とのプロジェクトの概要

(1) 趣旨

市内中小企業における喫緊の課題である「人手不足」や「事業承継」等に対して、現状の共有及び対応策の検討を行い、課題解決に向けた取組を官民一体となって進めます。また、必要に応じて国への要望を行います。

(2) 検討内容

- ・ 人手不足の現状共有と市内中小企業の要望に応える対応策の検討
- ・ 事業承継の課題把握と市内中小企業に寄り添った相談体制の充実 など

(3) メンバー ※事務局

- ・ 横浜商工会議所 (※)
- ・ 神奈川県経営者協会
- ・ 横浜市工業会連合会
- ・ 横浜青年経営者会
- ・ 経済局 (※)
- ・ 神奈川経済同友会
- ・ 横浜企業経営支援財団
- ・ 神奈川産業振興センター
- ・ 政策局

(4) スケジュール

2～3か月ごとに1回程度で開催

お問合せ先

経済局経済企画課長（制度全般について）	高橋 功	Tel 045-671-2565
財政局税制課長（税の制度について）	松井 伸明	Tel 045-671-2188